

会 議 概 要 書

審 議 会 等 の 名 称	磐田市個人情報保護審査会及び磐田市行政不服審査会（第2回）
担 当 部 課 名	総務部 総務課
会 議 の 開 催 日 時	令和2年8月26日（水）午前9時30分から11時15分まで
会 議 の 開 催 場 所	磐田市役所 本庁舎4階 第2会議室
出席者（職・氏名）	磐田市個人情報保護審査会・磐田市行政不服審査会委員 5人 事務局職員 総務課5人
議 題	（議事） 個人情報の目的外利用（磐田市個人情報保護条例第10条第1項第6号）の意見聴取について （審議） 磐田市行政不服審査会諮問第2号「令和元年度保育園入園保留処分取消請求事件」について
配 付 資 料 等 の 件 名	○個人情報保護審査会 令和2年度 個人情報目的外利用協議書 ○行政不服審査会 審査請求書、諮問書、弁明書、反論書、質問書及び回答書（審査請求人）、質問書及び回答書（処分庁）、審理員意見書、審理手続きの申立てに関する意見聴取結果記録書、審査請求に係る再質問事項、令和2年度保育園入園案内、2020年度磐田市内幼稚園・保育園等のご案内、参考条文
概 要	○個人情報保護審査会 個人情報の目的外利用（磐田市個人情報保護条例第10条第1項第6号）の意見聴取について 各実施機関から新規で提出された、2課分（3件）の個人情報の目的外利用協議について、審査した。 ① こども・若者相談センター 内容について、「今後条例整備を早く進め、安易な個人情報の使用に歯止めをかけるように」という付言をした。 ② 地域づくり応援課 審査会からの「意見はなし」という結論に至る。 ○行政不服審査会 磐田市行政不服審査会諮問第2号「令和元年度保育園入園保留処分取消請求事件」について、審議した。 （1） 審査関係人を聴取し、不明な点について確認した。 （2） 審理員意見書を基に、争点4の不当性について検討し、「不当性があり」と決定した。 （3） 次回までに、答申案を作成し、答申書の内容について引き続き審議を行う。
備 考	